

法務省民商第1961号  
平成19年9月19日

法 務 局 長 殿  
地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

商業登記等事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）第14条により郵便法（昭和22年法律第165号）の一部が改正されたことに伴い、平成17年3月2日付け法務省民商第500号当職通達「商業登記等事務取扱手続準則」の一部を下記のとおり改正し、本年10月1日から実施することとしましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

第58条第2項中「速達」を「当該郵便物をこれと同一の種類に属する他の郵便物に優先して送達する取扱い」に改める。



商業登記等事務取扱手続準則の一部を改正する通達  
 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

○商業登記等事務取扱手続準則（平成17年3月2日付け法務省民商第500号民事局長通達）

改正後	現行
<p>(本店移転の登記)                      第58条 (略)                      2 登記官は、法第52条第2項の規定により申請書等を送付した場合には、受付帳にその旨及び年月日を記録しなければならない。この場合において、<u>当該郵便物をこれと同一の種類に属する他の郵便物に優先して送達する取扱いにより送付したときは</u>、その旨を付記しなければならない。                      3～5 (略)</p>	<p>(本店移転の登記)                      第58条 (同左)                      2 登記官は、法第52条第2項の規定により申請書等を送付した場合には、受付帳にその旨及び年月日を記録しなければならない。この場合において、<u>速達により送付したときは</u>、その旨を付記しなければならない。                      3～5 (同左)</p>